平成２２年（フ）第８７４号
埼玉県所沢市西所沢１丁目16番９―302号
ユーエフハイム
債務者　藤田　隆利
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８９１号
埼玉県富士見市大字上南畑3195番地の３
債務者　金森　隆明
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９３５号
埼玉県川越市大字的場1762番地３　県営川越的場団地305号室
債務者　髙橋　洋子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９４４号
埼玉県川越市大字古谷上6083番地８　Ｐ―１棟301号室
債務者　山﨑　陽子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５１２号
埼玉県深谷市成塚737番地16
債務者　久保　　智
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２２１号
千葉県東金市滝沢712番地37
債務者　川嶋　洋子（旧姓平賀）
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２４４号
千葉県旭市ニの6251番地１
債務者　京僧　秀己
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２５７号
千葉県旭市ニの2559番地１　仲才アパートＢ号
債務者　五十嵐くに子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第５０３号
静岡県熱海市伊豆山1096番地の１　スパックス熱海伊豆山406
債務者　福本利恵子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５１５号
静岡県沼津市西間門152番地の１
債務者　加藤　信一
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５１７号
静岡県伊豆の国市富士見927番地の１　サンシティ渡辺Ａ101号
債務者　日吉富士美
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５１８号
静岡県沼津市大塚978番地　県営原団地Ｇ308
債務者　島田　俊男
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５１９号
静岡県三島市光ケ丘・２丁目・21番地　県営光ケ丘団地９―303
債務者　白石　高次
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５２６号
静岡県沼津市大塚３番地の40　グランメール千本Ｂ―104
債務者　野原　千春
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５３０号
静岡県田方郡函南町塚本94番地の30
債務者　遠藤　正彦
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５３２号
静岡県沼津市北高島町21番20号
債務者　一之瀬　久
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第８１４号
愛知県岡崎市東大友町字松花50番地　第３大友ハイツ304、旧住所愛知県岡崎市北野町字大訳43番地１
債務者　薄倉　正人
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
京都府福知山市字篠尾884番地の12
債務者　大槻　京子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係